

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の
改正案に関する意見募集の結果について

令和6年10月31日
厚生労働省
医薬局監視指導・麻薬対策課

大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の改正案について、令和6年8月28日（水）から同年9月26日（木）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	今回の改正は、産業利用の観点から大麻草の栽培を認めるもので、単なる趣味・嗜好に対しては認めない、というものだと思うが、「嗜好品」が含まれており、矛盾しているため、「嗜好品」は削除すべきである。	本省令案では、大麻法施行規則第1条において、第一種大麻草採取栽培者が採取した大麻草を原材料として製造される製品として「嗜好品」を定めることとしておりますので、当該規定を定めたとしても、単なる趣味・嗜好のための大麻草の栽培を認めることとはなりません。
2	大麻草の種子が発芽しないようにするための処理方法として「粉末化処理」を追加していただきたい。	粉末化された大麻草の種子は、外見上、麻薬成分が含まれている他の粉末との判別が困難であることがあることから、大麻草の種子が発芽しないようにするための処理方法として「粉末化処理」を定めた場合には、大麻草の種子の粉末と麻薬成分が含

		<p>まれた粉末の混合物が流通するなど、麻薬の不正流通を助長するおそれが生ずることとなるものと考えています。</p> <p>また、大麻草の種子の粉末化の方法によっては、当該種子の発芽能力が完全に喪失していない場合があることも考えられるところです。</p> <p>これらのことから、大麻草の種子が発芽しないようにするための処理方法として「粉末化処理」を定めることとはしておりません。</p>
3	<p>① 飲食料品から燃料まで列挙されているが、特に修飾する語句（生活に必需とか、ほかに代替がないもの等）がないことから、製品として違法性がなければ認められると考えてよいか。</p> <p>② 名簿に記載する栽培目的は、どのような事柄を記載するのか。製品カテゴリー（飲食料類原料の採取など）か、事業計画の概要のようなものか。</p> <p>③ 枝葉その他の大麻草の部位とあるが、「その他の大麻草の部位」がどこを指しているのか明確に分かるようにするべきである。</p> <p>④ 法12条の4においては、厚生労働省令で定める行為を“含む”とあるが、省令記載以外の乾燥、裁断、粉碎、電子レンジによる加熱、蒸留などの行為</p>	<p>① 大麻法施行規則第1条に規定する物について、同条では、特段の要件を規定しておりませんが、当該物に関係する他法令の遵守は当然に必要となります。</p> <p>② 大麻草の栽培の目的、当該大麻草の用途（例えば、第一種大麻草採取栽培者として、CBD製品の原材料を採取するために栽培を行うなど）等を記載することを想定しております。</p> <p>③ クローン技術を用いた栽培など、大麻草の特定の部位にかかわらない栽培方法も想定されることから、第一種大麻草採取栽培者が大麻草の栽培に使用しなければならない物を「大麻草の部位」とした上で、当該栽培で最も利用されるものであると想定される「枝葉」を例示として規定しております。</p>

も加工許可の対象か。そうであるならば、省令に記載するものとし、しないものの区別をわかりやすく示すべきである。

加工許可について、許可要件（審査基準）や様式の内容を示したうえでパブコメを行うべきである。栽培者以外のものへ作業委託を行うことは可能か。

⑤事後報告について、加工した品目の納入先を求めているが、報告時点で納入先が決まっていない場合はどうするのか。

⑥取消届について、様式の内容を示したうえでパブコメを行うべきである。

現に有する加工した製品の数量は求めなくてよいか。

⑦栽培行為を行わず、発芽不能未処理種子を輸入し、他の栽培者に販売する業態で採取栽培者免許を取得することは可能か。

④加工大麻草の乾燥・細断は、「加工」に当然に含まれるものと解釈しております。蒸留についても加工の概念に含まれるものと考えております。

また、加工許可に係る審査基準については、令和6年9月27日から10月26日まで意見公募手続を実施しておりました。

なお、第2条改正後大麻草栽培規制法の規定上、大麻草の加工の許可を受けた第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者が、それ以外の者に当該加工を委託することは禁止されておりましたが、当該加工に対する許可は、あくまでも当該許可申請を行った第一種大麻草採取栽培者等に対して行われるものであることから、当該第一種大麻草採取栽培者等が作業の受託者を直接管理できる状況であることが必要となります

⑤大麻草の加工の事後報告時点において、加工をした品目の納入先が決まっていない場合には、その旨を記載いただくこととなります。

⑥別記第4号様式には、第一種大麻草採取栽培者等の取消届について、第2条改正後大麻草栽培規制法及び大麻法施行規則において届出を行わなければならないものとして規定されている事項（免許の取消しを受けようとする理由及びその年月日等）を記載いただくこととしております。

		<p>また、大麻草の加工は、第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が必ず行う行為ではないことから、取消届の届出事項とはしておりません。</p> <p>⑦第2条改正後大麻草栽培規制法第2条第4項から第6項までにおいて、第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者は、いずれも、「大麻草を栽培する者」と規定されていることから、栽培行為を一切行わない者に対して、大麻草栽培者免許が交付されることはありません。</p>
4	<p>①栽培地より大麻を持ち出せないとすると、「廃棄した大麻」の数量をどのように測ればいいのか。</p> <p>②種子も形状を有していないものも大麻草の加工の許可が必要なのか。 また、茎からバイオエタノールを抽出する行為や、種茎に関係なく、CBDを抽出する行為は、第一種大麻草採取栽培者免許が必要なのか。加工だけを手がけたいということとはできないのか。</p>	<p>①今後、通知等において、大麻草の数量の計測方法の周知を行うことを予定しています。</p> <p>②成分の抽出など的大麻草の加工については、CBDの抽出に麻薬である$\Delta 9\text{-THC}$の抽出を伴う場合や、抽出されたCBDに化学的変化を加え$\Delta 9\text{-THC}$を製造する場合など、麻薬を製造する行為に該当することがあるため、麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）の麻薬製造業者と同様の厳格な管理を行うことができることを大麻草の加工の条件とする必要があります。</p> <p>また、大麻草の種子及び成熟した茎から抽出された成分を濃縮することで、高濃度の$\Delta 9\text{-THC}$が製造される場合もあり得るものと考えております。</p> <p>これらのことから、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4においては、大麻草の加工について、厚生労働大臣の許可</p>

		<p>を要することとしておりますが、第2条改正後大麻草栽培規制法2条第1項において、「大麻草」は、「カンナビス・サティバ・リンネ」をいうものと定義されているため、「大麻草」から、大麻草の種子及び成熟した茎は除外されておりません（すなわち、第2条改正後大麻草栽培規制法及びこれに基づく命令において「大麻草」と規定されている場合には、種子及び成熟した茎が「大麻草」に含まれることとなります。）。</p> <p>このため、大麻草の種子及び成熟した茎の加工を行う場合であっても、大麻草の種子又は成熟した茎の形状を有する製品を製造するときを除き、第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4に基づく厚生労働大臣の許可を要することとなることから、「茎からバイオエタノールを抽出する行為」や、「種茎に関係なく、CBDを抽出する行為」を行うには、当該許可が必要となります。</p> <p>また、3の⑦に記載しているとおり、栽培行為を一切行わない者に対して、大麻草栽培者免許が交付されることはないことから、第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者として、大麻草の加工のみを行うことはできません。</p>
5	<p>①大麻草から製造される製品は、飲食料品類、化粧品類、建築用資材その他の資材、嗜好品、飼料、肥料及び燃料（麻薬又は指定薬物に該当しないものに限る。）とするとあるが、「麻薬」と「麻薬でないもの」の区別が油脂・粉末：10ppm、水溶液：0.1ppm、その他製品 1ppm となっているの</p>	<p>①大麻法施行規則第1条では、第一種大麻草採取栽培者が採取した大麻草を原材料として製造される製品の範囲を定めておりますが、これらの製品であっても、麻薬、麻薬原料植物、向精神薬、麻薬向精神薬原料等を指定する政令（平成2年政令第238号）第2条の規定が適用され、同条に規定するΔ9-THCの基準値を超えるものは麻薬となります。</p>

<p>で、基本的に花と葉の加工品に適用されるという理解でよいか。</p> <p>②第一種栽培者の年次報告の報告事項譲渡や廃棄した大麻（花と葉）、発芽不能未処理種子の品名及び数量を定めているが、葉や花は農地からの持ち出しが禁止されているので、計量をどうするのかを全国統一の指針で示してほしい。</p> <p>③大麻草の加工は、「大麻草の成分の抽出」と明記されており、「その他厚生労働省令で定める行為」が「圧縮」と「冷凍」と定められているが、「圧縮」や「冷凍」以外の抽出方法を一切認めないのか、それとも抽出行為であれば、様々な加工法にチャレンジできるのか。</p> <p>④発芽不能処理には、「粉碎」という機械的手段もあり、処理技術の発展によって柔軟性を持たせるために、「その他の方法（粉碎等）」と追記したほうがよいのではないか。</p>	<p>②許可に基づき、大麻の栽培地外への持ち出しは可能となっております。また、計量方法については、4の①で回答しているとおりです。</p> <p>③大麻草の加工に該当する行為について、その手段を法令で定めていない（すなわち、どのような手段で加工や成分の抽出等を行うかまでは定めていない）ことから、第一種大麻草採取栽培者又は第二種大麻草採取栽培者として第2条改正後大麻草栽培規制法第12条の4に基づく厚生労働大臣の許可を得れば、様々な手段で大麻草の加工を行うことが可能です。</p> <p>④2で回答しているとおりです。</p>
---	---

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。